

各 位

会 社 名 **株式会社 ASK PLANNING CENTER**
代表者名 代表取締役社長 廣 崎 利 洋
(J A S D A Q ・ コード番号 9756)
問合せ先 取締役 経営統括室長 村 瀬 晶 久
執行役員 管理統括部長 吉 田 俊 英
電話番号 (03) - 3354 - 1181 (代表)

当社の非公開化等のための定款の一部変更及び 全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成21年8月20日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式の全部の取得について、平成21年9月14日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本定款一部変更等の結果、当社株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成21年9月15日から平成21年10月14日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年10月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更（定款一部変更その1・同その2）

1. 定款一部変更その1

(1) 変更の理由

平成21年7月7日付、当社プレスリリース「「その他関係会社」及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」で公表のとおり、株式会社双樹コーポレーション（以下「双樹」といいます。）は、平成21年5月18日から平成21年7月6日までの期間、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、当社の普通株式14,314,463株を取得しております。これにより、双樹、双樹の株主及び取締役並びにその親族（以下、総称して「双樹ら」といいます。）が保有する当社普通株式（保有株式数の合計14,692,933株、平成21年7月31日現在における総株主の議決権の数 33,412個に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：43.97%）、当社の代表取締役社長である廣崎利洋（以下「廣崎」といいます。）（保有株式数4,575,360株）、当社の取締役である廣崎智子（保有株式数580,722株）、廣崎智子を除く廣崎の親族（保有株式数の合計280,846株）、並びに廣崎及び廣崎の親族が全額出資している株式会社ティーエイチ（保有株式数4,574,204株）、株式会社ティーエフコンサルツ（保有株式数4,464,300株）及びその代表取締役社長である福田洋子氏（保有株式数54,000株）（以下、総称して「廣崎ら」といいます。）がそれぞれ保有する当社普通株式（保

有株式数の合計14,529,432株（所有割合：43.47%）、野々川純一氏及びその親族、並びに野々川純一氏及びその親族が直接または間接に支配する日本メナード化粧品株式会社、野々川物産株式会社、株式会社ダリヤ及び日本システムサプライ株式会社（以下総称して「野々川氏ら」といいます。）が保有する当社普通株式（保有株式数の合計1,835,000株（所有割合：5.49%））と合わせて31,057,365株、所有割合92.94%を保有するに至っております。

双樹は、本公開買付けに係る公開買付け届出書等において表明しているとおり、当社普通株式の非上場化を企図しております。

また、当社といたしましても、平成21年5月15日付当社プレスリリース「株式会社双樹コーポレーションによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、昨年半ば以降、「収益還元価値」に基づく不動産ファンド市場に激変が生じ、米国のサブプライムローン問題に端を發した大手証券会社の破綻及びわが国における不動産・建設業を営む上場会社を中心に史上例を見ない件数の企業破綻がおこる等、ビジネス環境は激変、世界同時不況の様相を呈し、未曾有の経済環境となりました。その中であって、不動産市場も特に下半期以降、金融機関の融資姿勢の厳格化もあり、当社を取り巻く市場経済環境は厳しいものとなりました。

そのような状況のなか、当社の平成20年12月期の連結売上高は6,043百万円、営業利益は322百万円、経常利益は212百万円、当期純損失は2,368百万円という結果になり、売上高も利益も前年度に比べて大幅に減少しており、今後も引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるため、当社のビジネスモデルの再構築を行う必要性が生じています。具体的には、近年の利益の大きな柱であるスペースデベロップメント事業の事業環境激変に伴う見直し、また、商業施設開発が急速に縮小していくなかでの、スペースマネジメント事業の見直しが急務になっていることがあげられます。

当社の代表取締役社長である廣崎は、ビジネスモデルの再構築、資産の整理を進めることによるバランスシートのスリム化、上場維持コストの見直し等、抜本的な事業改革を行い、事業の選択と集中を行うための人材配置が当社の喫緊の経営課題であると認識しております。また、抜本的な事業改革に伴う先行投資費用や特別損失等の一時的な費用の発生等により、短期的ではあるものの当社の経営に影響を与えることが見込まれ、当社の株主の皆様は短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。更には、当社が、中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な事業改革を機動的に遂行するためには、短期的な業績に左右されることなく、双樹ら、廣崎ら及び野々川氏らに加え、経営陣及び従業員が一丸となって取り組む必要があります。

そうしたことから、当社の代表取締役社長である廣崎は、当社の株主の皆様は経営改革に伴い発生するリスクの負担が及ばぬように回避しつつ、本公開買付けにより、非上場化することが最も有効な手段であるという結論に至りました。これはまた、当社のかねてからの課題であった廣崎に過度に依存する体制から脱却し、更に強い経営管理体制を確立するためにも妥当な手段と考えております。

当社は、昭和63年に日本証券業協会に店頭登録し、平成16年にはジャスダック証券取引所に株式を上場しており、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、現在の当社の財務状況等からは、当面はエクイティ・ファイナンスによる資金調達は期待しがたく、また、企業の内部統制（J-SOX）や四半期決算への対応など、近年の度重なる法制度の改正等により、資本市場に

対する規制も強化されており、株式の上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用等）は、今後、益々増大することが見込まれることから、今後も継続して株式を上場することにより得られるメリットは少ないと考えております。

このような認識のもと、本公開買付けに賛同し、その結果、上記のとおり、双樹ら、廣崎ら及び野々川氏ら（以下、総称して「公開買付者ら」といいます。）を合わせて所有割合92.94%を占めることとなりました。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者らと協議の上、以下の方法により、公開買付者らが当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を所有する手続きを実施し、当社株式を非上場化することを決定いたしました。

（以下、①から③までを「本定款一部変更等」と総称します。）

- ①当社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すこと（なお、当社が全部取得条項を付した普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）
- ③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、別個の当社種類株式を交付すること（この際、公開買付者ら以外の株主の皆様に対して交付される別個の種類別の当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。）

定款一部変更その1は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記Ⅱにてご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社A種種類株式としております。

会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、上記のとおり、公開買付者らを除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式を資本政策等の観点からしかるべき者に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる

裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に132円（双樹が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更その1は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款一部変更その1に係る定款変更は、承認可決された時点で効力を生ずるものいたします。

また、現行定款第8条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同第8条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（定款一部変更その1で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 99,600,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は99,600,000株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は普通株式89,600,000株、A種種類株式10,000,000株とする。</u></p> <p>(A種種類株式)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>または<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>または<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式については、1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条</u> <u>第14条、第15条および第17条の規定は、</u> <u>第2条</u> <u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 定款一部変更その2

(1) 変更の理由

定款一部変更その2は、定款一部変更その1「(1)変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社株式の非上場化を行うために、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更その1による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。定款一部変更その2が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。また、定款一部変更その2承認後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本定款一部変更等の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、定款一部変更その1における定款変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき各株主に交付する当社A種種類株式の数は、公開買付者らを除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.0000009091株としております。

なお、定款一部変更その2に係る定款変更の効力発生日は、平成21年10月21日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。定款一部変更その1の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更その2による定款変更は、定款一部変更その1のご承認が得られること及び普通株主による種類株主総会において定款一部変更その2の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

定款一部変更その1による変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 6 条 当会社が発行する普通株式は、当社が</u> <u>の 3 株主総会の決議によってその全部を取得</u> <u>できるものとする。当社が普通株式の全</u> <u>部を取得する場合には、普通株式の取得と</u> <u>引換えに、普通株式1株につきA種種類株</u> <u>式を 0.0000009091 株の割合をもって交付</u> <u>する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

当社が中長期的な企業価値の向上を図っていくためには、当社株式を非上場化することが最も有効な手段であると判断しております。定款一部変更その1で説明の本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、定款一部変更その1における変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、公開買付者らを除く全部取得条項付普通株主に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.0000009091株の割合をもって交付する予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、資本政策等の観点からしかるべき者に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、各株主が保有する当社普通株式数に132円（双樹が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

- (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第171条並びに定款一部変更その1及び定款一部変更その2による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を0.0000009091株の割合をもって交付します。

- (2) 取得日

平成21年10月21日といたします。

- (3) その他

本件における全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更その2に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成21年9月15日から平成21年10月14日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年10月15日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

Ⅲ. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

①	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日設定 公告	平成21年7月17日（金）
②	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日	平成21年7月31日（金）
③	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会	平成21年8月20日（木）
④	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催	平成21年9月14日（月）
⑤	整理銘柄への指定	平成21年9月15日（火）
⑥	全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	平成21年10月5日（月）
⑦	当社普通株式の売買最終日	平成21年10月14日（水）
⑧	当社普通株式の上場廃止日	平成21年10月15日（木）
⑨	全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成21年10月20日（火）
⑩	全部取得条項に係る定款一部変更（上記定款一部変更その2）の効力発生日	平成21年10月21日（水）
⑪	全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年10月21日（水）

以 上